

公益財団法人鳥取県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内スポーツの競技力向上、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進、文化活動・地域産業の振興に資する事業を行うことで、県民スポーツに対する意識の高揚を図るとともに、健康で文化的な県民生活の向上と地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国民スポーツ大会・中国ブロック大会等の各種スポーツ大会に関すること。
- (2) 県民スポーツ振興に関する各種表彰・顕彰事業を実施すること。
- (3) 県民のスポーツ、文化、及び産業の振興を促進するための施設の管理及び貸与を実施すること。
- (4) スポーツの普及、競技力の向上、生涯スポーツの推進及びスポーツ環境の整備等に関すること。
- (5) スポーツ指導者を育成すること。
- (6) 地域スポーツ組織の基盤整備及び地域スポーツクラブの育成・支援に関すること。
- (7) スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツの育成に関すること。
- (8) この法人が実施する各種スポーツ振興事業をはじめ、スポーツに関する普及啓発を図るための広報並びに情報提供を実施すること。

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条に定める事業の他にこの法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの
- (2) 各地域におけるスポーツを総合的に統轄する郡市体育協会であって、この法人に加盟したもの
- (3) 各学校におけるスポーツを統括する学校体育団体であって、この法人に加盟したもの

(4) 前3号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

(加盟)

第7条 この法人に加盟しようとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体分担金)

第8条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入する。

(脱退)

第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟及び脱退必要事項)

第10条 前4条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の目的ある事業を行うために不可欠な別表第1に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときはあらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に、評議員60名以上70名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の請求があった場合、理事会を開催し、理事会の決議に基づき評議員会を招集する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名し、押印しなければならない。

第7章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上28名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事及び事務局長を兼ねる理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、業務執行理事を補佐する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 8 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前条第 2 項の規定により、理事会を招集したときは、同項の副会長がこれにあたる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事がこれに記名押印しなければならない。

第9章 名誉会長等

(名誉会長等)

第39条 この法人に、名誉会長1名、顧問若干名(以下「名誉会長等」という。)を置くことができる。

- 2 名誉会長等は、体育功労者又は学識経験者のうちから、理事会で推挙し、評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長等は、それぞれ会長及び理事会の諮問に応じ、理事会及び評議員会に出席し意見を述べることができる。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議を経て、各種専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、第4条の事業に関して審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。
- 3 専門委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 専門委員会の委員は、互選により委員長を定める。
- 5 専門委員会の運営に関する事項は、委員会が別に定める。
- 6 専門委員会の委員長は、必要に応じ、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

第11章 事業推進組織

(設置)

第41条 この法人に、第4条各号に掲げる事業を円滑に推進するために必要な組織を置くことができる。

- 2 前項に掲げる組織の設置に関する規定については、理事会の決議を経て別に定める。

(業務)

第42条 前条に掲げる組織は、第4条各号、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

第12章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 17 条についても適用する。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県において発行する日本海新聞に掲載する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 12 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は油野利博、副会長は二岡真美子、宮石憲士、大原洋二、専務理事は川口一彦とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

渡瀬由章 林田房雄 藤野純一 長谷川勝寿 平野宏幸 横山憲一 高田貴志 稲田 睦
竹田新太郎 坂田陽彦 林善博 足立幹夫 岡田幸樹 小西秀明 杉谷忍 富田博司
中嶋政幸 松本吉司 河田拓也 安東健司 谷口和敏 筒井実 石浦外喜義 小谷茂
高岡智奈美 前田秀司 宮脇照子 宮本義夫 羽戸豊二 松本雅文 岸田茅 長見奠文
葉狩健一 西村勝 村田安功 井上慶身 上萬淳 安木頭 鳥飼明子 加藤幸雄 遠藤喬
西村為吉 柴田利幸 竹森幹人 牧田圭子 松森信博 前田慶一郎 水田靖子 高木寿蔵

椿正昌 船木保則 松本熙 植田武郎 瀧田修 山下一郎 山根浩 松本豊文
宇田川貴生 大東治巧 上野耕平 池本幸雄 近藤剛 大森教雄 今井陸雄 後藤弥
本名俊正 山下佐知子

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第11条関係）

基本金 1,187,988 円山陰合同銀行

附 則

この定款は、法人移行登記が完了した日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この定款は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この定款は、令和5年6月27日から施行する。

（経過措置）

2 この定款による変更後の第4条第1号の規定については、令和5年1月1日から同年12月31日までの間、同条の規定中「国民スポーツ大会」とあるのは、「特別国民体育大会」と読み替えて適用するものとする。